

鵜沼地区郷土づくり推進会議公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鵜沼地区郷土づくり推進会議運営要領（平成25年4月1日施行、以下「運営要領」という。）第8条について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開期間)

第2条 運営要領第8条に定める公開期間は、当該議事録に係る会議を開催した日に属する年度の翌年度の末日まで市民の閲覧に供するものとする。

(会議の公開方法)

第3条 閲覧の方法は藤沢市ホームページにて閲覧に供するものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。